(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	北海道剣淵町

剣淵町鳥獣被害防止計画(第6次)

<連絡先>

担 当 部 署 名 剣淵町農林課農林グループ

所 在 地 北海道上川郡剣淵町仲町 37番 1号

電 話 番 号 0165-26-9023

F A X 番号 0165-34-2590

メールアドレス nourin-g@town.kembuchi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ
計画期間	令和7年度~令和9年度
対象地域	北海道剣淵町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和6年度) ※農業者からの聞き取り調査による。

1 / IX E 07 90 IX (13 11	被害の現状		
D 21 0 TE 1/T			
鳥獣の種類	品目	被害数値	
	нн н	被害面積(ha)	被害額(千円)
	水稲	6. 43	7, 394
	小麦	8. 21	1, 477
	牧草	1.00	210
	小豆	2. 10	1, 638
	大豆	11.09	3, 662
エゾシカ	デントコーン	2. 00	960
	ビート	1. 51	875
	かぼちゃ	1. 25	1, 556
	馬鈴薯	1. 27	2, 133
	その他	20. 01	2, 401
	計	54. 87	22, 306
	デントコーン	0. 02	9
ヒグマ	その他	0. 38	122
	計	0. 40	131
	スイートコーン	0. 64	1, 081
マニノバフ	かぼちゃ	0. 01	12
アライグマ	その他	0.08	8
	計	0. 73	1, 101
合	計	56. 00	23, 538

(2)被害の傾向

	4月から10月にかけて大豆、小麦や水稲等の主要作物のほか、飼料作
	物への食害や踏害が確認されている。近年、出没範囲の広がりとともに、
	被害面積・被害額についても増加傾向にあり、農業者にとって深刻な問
エゾシカ	題となっている。
	また、道路横断による交通事故の発生原因となるなど、安全、安心な
	住民生活にも影響を及ぼしている。猟友会や農業者等による目撃情報か
	ら、近年個体数は増加しているものと推測される。
	5月から10月にかけて小麦やスイートコーン、飼料作物への食害が確
	認されており、出没の範囲も町内広域に渡っている。近年は市街地や観
ヒグマ	光施設周辺への出没も確認されており、遭遇等による人身事故の発生が
	心配される。ヒグマについては生息状況や個体数の把握は難しいが、近
	年出没の頻度は確実に増加している。

アライグマ

5月から10月にかけて活動し、夏場のスイートコーンやかぼちゃ等の 食害が確認されている。環境に適応した外来生物で、繁殖力も強く本町 でも個体数は増加している。

また、性格が凶暴で力も強いため、遭遇による負傷事故にも注意が必 要である。

(3)被害の軽減目標

指標		現状値(令和6年度)	目標値(令和9年度)
エゾシカ	被害額	22, 306千円	21, 191千円
エクシカ	被害面積	54. 87ha	52. 12ha
ヒグマ	被害額	131千円	124千円
	被害面積	0. 40ha	0. 38ha
フニノバフ	被害額	1, 101千円	1,045千円
アライグマ	被害面積	0. 73ha	0. 69ha

(4

1) 従来	講じてきた被害防止対策	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・狩猟免許取得助成(平成 23 年度から第 1 種銃猟狩猟免	
に関す	許取得者 60 千円、わな狩猟免許取得者 10 千円)	
る取組		
	<エゾシカ>	<エゾシカ>
	・銃及びわなによる捕獲の実施。	・農作物被害の減
	・捕獲報酬(平成21年度から10千円/頭、平成23年度	少に結びつく効
	から 15 千円/頭)	果的な捕獲活動。
	・鳥獣被害防止総合対策事業補助金の活用(緊急捕獲活	・くくりわなによ
	動支援:平成 25 年度から 6.5 千円/頭、平成 27 年度	る捕獲技術の向
	から8千円/頭、平成30年度から7千円/頭、令和元	上。
	年度から8千円/頭)	
	くくりわなの整備(平成23年度から24年度で53基)	<ヒグマ>
	<ヒグマ>	│ ・迅速な情報の発
	・目撃情報があった場合、地元猟友会へ周辺パトロール	信と人身事故の
	を依頼。町は無線放送及び注意看板設置、町ホームペ	防止。
	ージへの情報掲載により住民に周知。	・問題個体が発生
	・捕獲報酬(平成 26 年度から 50 千円/頭)	しないための環
	・捕獲補助員日当(令和6年度から10千円/人)	境整備。
	・箱わなの整備(平成23年度から令和6年度で計6基)	箱わなによる捕
	<アライグマ >	獲技術の向上。
		<アライグマ>
	・箱わなの整備(猟友会:平成23年度から24年度で計20年度で計20年度による。	
	30 基)(農業者:平成 28 年度から令和 2 年度で計 90	効果的とされる捕
	基)	獲時期に向けた活
	・資源保全組合による捕獲助成(令和元年度から5千円	虭の強化。
	/頭)	

防護柵 の設置 等に関	<エゾシカ> ・食害被害の多い地区へ中山間事業の補助を活用し、電	・令和2年度をもって中山間事業による電気牧柵等の
する取組	気牧柵を設置。(令和2年度まで)	購入補助がなくなり、町においても財源の確保が難しい
		状況である。
生息環	<アライグマ>	・更なる被害防止
境管理	箱わな講習会の実施(平成28年度から令和6年度、受	に向けて春期捕獲
その他	講者計 148 人)	の推進が必要であ
の取組	шт II II I I I I I I I I I I I I I I I I	る。

(5) 今後の取組方針

くエゾシカ>

平成 21 年度から実施している捕獲に要する経費の助成と、平成 22 年度から狩猟 免許取得助成金の交付を継続し、ハンターの担い手育成により地元猟友会の協力を 得て捕獲頭数の増頭及び農作物被害の軽減を図る。また、近年は山際にあるほ場だけ ではなく、平地にあるほ場への出没が増加傾向にあるので、対策を強化する。

<ヒグマ>

農業被害拡大防止と人身事故発生防止のため、農林水産廃棄物・生ゴミ等のヒグマを誘引する原因の適正管理に向けた取組を推進し、問題個体の追払いと箱わなによる捕獲技術の向上に努める。

<アライグマ>

地元猟友会や資源保全組合との連携によって箱わなによる捕獲を推進し、農作物被害の拡大防止や生息数の抑制に努める。

また、継続的な講習会を実施し、捕獲従事者の確保に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

くエゾシカ>

地元猟友会に捕獲業務を委託し、パトロール、銃器やわなによる捕獲を実施する。 関係機関、農業者との目撃情報などの連絡通報体制を強化するとともに、迅速な捕獲や効率的な捕獲体制の確立に努める。

平成24年9月に設置した剣淵町鳥獣被害対策実施隊による捕獲強化に努める。

くヒグマン

地元猟友会と連携し目撃情報のあった場所を中心にパトロールを行い、人畜及び農作物被害の未然防止を図る。

人畜及び農作物の被害の危険性がある場合は銃器・箱わなによる捕獲を実施する。

<アライグマ>

平成28年8月の制度改正により捕獲要件が緩和され、農業被害の防止を目的とした箱わなによる捕獲許可が可能となったため、捕獲体制の推進を図る上で計画的に 講習会を実施する。

(広域協議会との連携)

和寒・剣淵広域鳥獣被害防止対策協議会と連携した捕獲体制の確立に努める。

(その他)

捕獲期間中は、和寒・剣淵広域有害鳥獣焼却施設で焼却処分する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容	
	エゾシカ	狩猟免許取得助成金の交付事業の継続	
令和7年度	ヒグマ	捕獲に要する経費の助成事業の継続	
	アライグマ	狩猟免許取得の推進	
令和8年度	"	<i>''</i>	
令和9年度	"	<i>"</i>	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

くエゾシカ>

令和3年度から5年度の平均頭数は88頭(R3:71頭、R4:83頭、R5:110頭)で、農業被害も増加傾向にあるため、更なる被害減少を目指して年間捕獲頭数を設定する。

くヒグマン

令和3年度から5年度の平均頭数は2頭(R3:0頭、R4:1頭、R5:3頭)で、ほ場及び人家近くでの痕跡情報が急増しているため、人畜への危険性及び農作物への被害防止を目指して年間捕獲頭数を設定する。。

<アライグマ>

令和3年度から5年度の平均頭数は約74頭(R3:59頭、R4:77頭、R5:87頭) であり、農業被害も増加傾向にあるため、更なる被害減少を目指して年間捕獲頭数 を設定する。

(4)捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲計画数		
刈	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	140 頭	140 頭	140 頭
ヒグマ	3頭	3頭	3 頭
アライグマ	80 頭	80 頭	80 頭

(5) 捕獲等の取組内容

<エゾシカ・ヒグマ>

捕獲区域:町内一円とする。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」第7条 第1項第7号の捕獲許可に係る場所及び区域において、鳥獣の 捕獲を行わなければ農産物への被害の軽減を図ることができないと判 断される場合は、当該区域を含めて北海道へ捕獲許可申請書を提出し その許可を受け、捕獲等を行う。

捕獲手段:主にライフル銃、ライフル銃以外の狩猟とする、状況に応じて箱わな、 くくりわなを使用する。

<アライグマ>

・捕獲区域:町内一円とする。捕獲は随時実施する。

・捕獲手段:ライフル銃以外の猟銃、特定外来生物の防除実施計画に基づき防除従

事者が箱わなにより捕獲し、被害の拡大を防ぐ。

(6) ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【必要性】

エゾシカの捕獲においては、ライフル銃以外の猟銃又はくくりわなを基本とする が、これらの方法で捕獲が困難な個体については、射程が長く捕獲能力が高いライ フル銃を使用する。

ヒグマの捕獲においては、反撃を受けないように遠方から射撃可能なライフル銃 を使用する。

【取組内容】

①捕 獲 手 段:ライフル銃による捕獲 ③実施予定箇所:剣淵町一円

②実施予定時期:令和7年4月~令和10年3月

(7) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
对 条局部	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
对 然局部	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ヒグマ	・ヒグマ出没看板設置による注意啓発活動、農林水産廃 棄物・生ゴミ等のヒグマを誘引するおそれのある物の 適正管理の取組

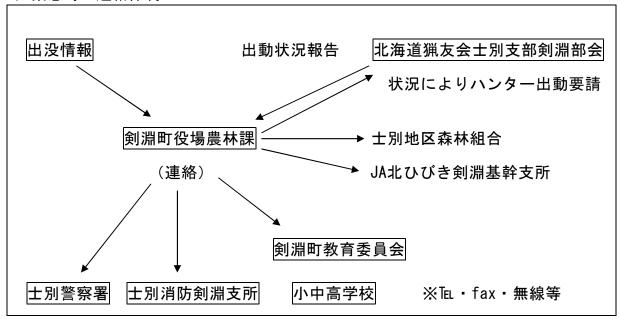
令和8年度	"	"
令和9年度	"	"

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
剣淵町有害鳥獣被害防止対策協議会	危険区域巡回、住民への広報
士別警察署剣淵駐在所	出没現場整理、付近住民への広報
士別地区森林組合	町林内作業員への連絡
北海道猟友会士別支部剣淵部会	非常時強力、危険区域巡回、出没時捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は原則として、和寒・剣淵広域有害鳥獣焼却施設(平成24年度設置)に搬入し焼却処理とする。地形的要因等により持帰りが困難な場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で現地埋設とする。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特に検討しない。
ペットフード	今後、利用について検討していきたい。
皮革	特に検討しない。
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園 等でのと体給餌、学術研究等)	"

(2) 処理加工施設の取組

設置基準や営業許可の課題があるので、特に検討しない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特に検討しない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	剣淵町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
農業者	被害情報の報告、自衛対策の強化と研修による習得捕獲業務
辰木日	への協力
北ひびき農業協同組	鳥獣害対策担当を中心とした被害防止対策被害農家からの
合剣淵基幹支所	情報収集と提供
	鳥獣被害の実態把握と農業者への啓発活動等
剣淵町	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整等鳥獣被害の実態
	把握と住民への啓発活動等
北海道猟友会士別支	有害鳥獣の捕獲と有害鳥獣関連情報の提供
部剣淵部会	捕獲体制に対する助言
士別地区森林組合	森林所有者からの被害情報収集・提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上川農業改良普及センター士別支所	
剣淵町農業委員会	鳥獣被害情報の収集と提供
てしおがわ土地改良区	鳥獣被害防止対策への積極的協力
北海道農業共済組合	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- · 平成 24 年 6 月 29 日設置、 9 月 12 日任命
- ・町長が任命し、剣淵町非常勤職員とする。(令和6年度現在12人)
- ・町協議会及び広域協議会が行うエゾシカの一斉捕獲活動に参加。(年7回程度)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するにあたっては、狩猟に関する関係法令の遵守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ①鳥獣被害対策総合補償保険の加入
- ②ヒグマの市街地等の人里出没に備えた研修等の開催
- ③北海道猟友会士別支部和寒部会との連携強化